

議案第1号

建設工事請負変更契約の締結について

次のとおり建設工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年1月16日提出

日野町長 埴田 淳一

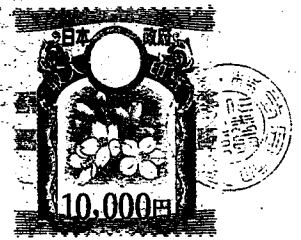
記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 日野学園グラウンド改修工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | (変更前) 一金 57,957,900円
(変更後) 一金 74,070,700円
(増額) 一金 16,112,800円 |
| 4 契約の相手方 | 鳥取県日野郡日野町貝原261番地
株式会社 佐伯建設
代表取締役 深田隆志 |

工 事 変 更 概 要 書

1. 工 事 名 日野学園グラウンド改修工事
2. 工事場所 日野町野田
3. 工 期 令和6年8月9日から令和7年3月21日
4. 請 負 額 (変更前) 57,957,900円 (内消費税等 5,268,900円)
 (変更後) 74,070,700円 (内消費税等 6,733,700円)
 (増 額) 16,112,800円 (内消費税等 1,464,800円)
5. 請負業者 鳥取県日野郡日野町貝原261番地
 株式会社 佐伯建設 代表取締役 深田隆志
6. 主な変更内容及び変更理由

変更項目	変更理由
購入土及び残土処分費の増	グラウンドの表層土は真砂土を再利用する計画だったが、現地で仕分けを行った結果、再利用可能な土量が410㎡だった。必要な土量が690㎡のため不足する280㎡を購入する必要が生じた。 また、グラウンド外周部の462㎡について流用土で表面処理及び勾配調整を行う計画だったが同理由により不足となったため38㎡を追加で購入する必要が生じた。 併せて、再利用する予定だった土を処分する必要が生じた。
遊具の新設	グラウンドの日野川側の樹木の伐採について、当初はグラウンド側に倒す計画だったが、安全面を考慮し高所作業車で伐採する工法を選択した。その際に一部の遊具が作業の支障となるため移転、再設置を検討したが、老朽化していることもあり再利用を断念し新設することとした。 併せて、老朽化のため枠が腐っていた砂場を中学生が使用できる規格に変更し復旧することとした。



工事請負変更仮契約書

- 1 工 事 名 日野学園グラウンド改修工事

- 2 工 事 場 所 日野町野田

- 3 変 更 工 期
 着 工 令和 6 年 8 月 9 日
 完 成 令和 7 年 3 月 2 1 日

- 4 元請負代金に対する増額 16,112,800円
 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 金 1,464,800 円)

- 5 請負代金変更増額に対する契約保証金 免 除

令和 6 年 8 月 9 日締結した工事請負契約について、上記のとおり工事請負変更契約を締結する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 1月14日

発注者 住 所 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
氏 名 日野町長 埴田 淳一

請負者 住 所 鳥取県日野郡日野町貝原261

商号又は名称 株式会社 佐伯建設

代表者氏名 代表取締役 深田 隆志